

GunMaaS を活用した公共交通利用促進プロモーション業務委託仕様書

1 委託業務名

GunMaaS を活用した公共交通利用促進プロモーション業務

2 業務目的

群馬県では、公共交通を利用しやすい環境の整備を目的として、群馬県版 MaaS である「GunMaaS (Web サービス)」を令和 5 年 3 月 15 日より運用している。GunMaaS の登録者は増えているが、実際の公共交通利用、再利用につながりきっていない状況である。そこで、本業務は、GunMaaS の既存の電子チケット等を活用した利用促進型プロモーションを実施することにより、認知向上にとどまらず、県民の公共交通の実利用へとつなげる行動変容を促進することを目的とする。なお、本業務は新たな機能開発ではなく、既存サービスの活用による利用促進に重点を置くものとする。

<参考：GunMaaS の概要>

■GunMaaS の目的・主なターゲット層

- ・群馬県に居住している生活者が、日常生活における群馬県内の移動時に、公共交通を利用しやすい環境をつくる。
- ・上記の生活者が利用しやすい環境を整えることで、県内に訪れる方（観光客など）が交通を活用した群馬県内の周遊のしやすさも併せて促進する。

■GunMaaS の主なサービス

- (1)リアルタイム経路検索
- (2)電子チケット
- (3)デマンド交通予約
- (4)乗りトクパス
- (5)タクシー予約
- (6)バスロケーション
- (7)シェアサイクル連携
- (8)特別割引（マイナンバーカード居住者特典、マイナンバーカード年齢特典）

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日まで

4 業務内容

(1) 基本方針

GunMaaS の認知拡大に加え、県民の公共交通利用の促進（実利用）につながるプロ

モーションの企画・実施を行うものである。特に電子チケット等の既存サービスを活用した利用機会の創出や体験を通じて、継続的な公共交通利用につなげる施策を重視する。

(2) 募集提案内容

① プロモーション

受託者は、以下の点を踏まえ、創意工夫により効果的なプロモーションを提案すること。手法は限定せず、自由な提案を求める。

■対象地域・ターゲット

- ・群馬県内在住者を主な対象とすること
- ・現状、登録者のうち県内在住者が約4割、県外在住者が約6割である状況を踏まえ、県内のGunMaaS利用者（公共交通利用者）及び電子チケット利用者の増加並びに再利用の促進を図る観点から、県内を中心としたプロモーション展開とすること
- ・地域特性や移動導線等を踏まえた企画とすること
- ・特定エリアに絞った重点的な施策も可とする。

■方向性

以下のような観点を考慮すること

- ・GunMaaS認知度向上に加え、利用行動につながる施策とすること
- ・既存サービス（特に電子チケット）を踏まえた提案とすること
- ・GunMaaS利用の体験や実感を伴うプロモーションであること
- ・単発で終わらず、公共交通の継続利用につながる仕組みを意識すること
- ・属性、特定の層に極端に偏らない企画の提案とすること

■施策設計の視点（例示）

- ・公共交通の利用機会を創出する企画
- ・非日常（観光・イベント等）を契機とした利用体験設定
- ・GunMaaS利用のハードルを下げる仕組みやインセンティブ
- ・電子チケットの利用を促進する企画

② ノベルティの制作（必須）

GunMaaS プロモーションに活用可能なノベルティを企画・制作をすること。なお、当該ノベルティは、本業務外で県が実施するGunMaaS登録相談会等・ブース出展でも活用可能なものとする。また、制作にあたっては、GunMaaSロゴの使用を可能とする。

また、種類及び数量については複数種類の制作を想定し、1種類あたり1,000個程度とする。（2種類を想定）

（参考）過去制作したノベルティ

- ・クリアファイル、ボールペン、トートバッグ

(3) 事業の成果目標

本業務では、以下のような定量的・定性的目標の達成を目指すこと。

- ・業務実施期間（令和8年10月から令和9年2月まで（予定））の過去3年間の平均の県内登録者増加実績（2,484人）を踏まえ、県内登録者数を2,900人程度、増加させること。
- ・その他、受託者による創意工夫による独自指標の提案（企画内容に応じた、実際の利用計測が可能な指標の設定が望ましい）

(4) 実施計画

採択後は、企画提案時の事業内容を元に、県と協議の上、プロモーション内容を決定し、プロモーション実施計画を作成すること。

(参考) 主な電子チケット一覧

※以下は主な電子チケットの例であり、提案にあたってはこれらに限定されるものではない。

- ・GunMaaS 乗りトクパス
- ・中心市街地乗り放題券（前橋市）
- ・バスホーダイ（安中市）
- ・ぐんまワンデーローカルパス
- ・上毛電気鉄道赤城南麓1日フリーパス
- ・上信電鉄1日フリー乗車券
- ・わたらせ渓谷鐵道一日フリーきっぷ
- ・伊香保ライナー
- ・関越交通バス伊香保温泉フリーパス
- ・関越交通バス四万温泉フリーパス
- ・JRバス関東草津高原線フリーパス
- ・みなかみ温泉郷「周遊2日間」フリー乗車券

5 事業成果品

4で実施する業務の成果、事業実績が確認できるもの（掲載資料、データなど）を提出すること。

6 プロジェクト管理及び実施体制

- ・本業務を適正かつ円滑に進めるため業務実施計画書を作成し、実施体制構築及びプロジェクト管理（スケジュール管理、進捗管理、課題管理）を行うこと。
- ・本業務で必要となる品質を保守するための責任者を1名配置し、プロジェクトの工程を管理し、遅延している際のリカバリー支援を行うこと。

- ・業務実施計画書については、契約後すみやかに作成し委託者に提出すること。
- ・受託者は、定例会を設置し、定期的な報告を実施すること。会議に必要な資料作成を行うとともに、会議終了後は会議録を作成すること。なお、会議実施方法は現地・オンラインなど、必要に応じて調整の上、実施すること。

7 業務実施に当たっての留意事項

- ・本業務は、公共交通の利用促進が目的であり、GunMaaS はそのための手段の一つとして位置付ける。
- ・本業務はプロモーション業務であり、GunMaaS の新規機能開発は原則対象外とする。また、システム改修・機能改善を主目的とした提案は求めない。
- ・本仕様書に記載されていない事項は双方協議により決めるものとする。
- ・委託料には、本業務の実施に係る一切の経費、消費税及び地方消費税が含まれるものとする。
- ・本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- ・受託者は、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じるとともに、本業務において受託者が取り扱う情報及びデータ等の管理に当たっては適切な管理を行うものとする。
- ・成果品の所有権、著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条、第 28 条に定める権利を含む。）及び利用権は、全て群馬県に帰属するものとする。ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像権その他全ての権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うものとする。